

# 第22回司法シンポジウム報告

## 第22回司法シンポジウム報告

(2007年6月22日・JALリゾートシーホークホテル)

### 「市民のための弁護士を目指して いま、弁護士・弁護士会に求められるもの」

#### 日時

2007年6月22日(金)10:00~17:00

#### 場所

JALリゾートシーホークホテル(福岡市)

2007年6月22日、日本弁護士連合会の第22回司法シンポジウムが開催されました。今回の司法シンポジウムは、「弁護士のあり方」の視点から司法改革の到達点と課題を検証し、弁護士が市民の身近にあり、市民のために活動し、これによって、市民の権利を擁護し、全国くまなく法の支配を広げていくためには弁護士・弁護士会はどうあらねばならないか、つまり現在から未来に向かって、市民とともに歩む弁護士像を考えることを目的として開催されました。当日は、まず午前中に2つのテーマで分科会を行い、午後の全体会では基調報告、映像上映とパネルディスカッションを行いました。

午前中の2つの分科会とも、市民の方々をはじめとして多数の参加があり、午後の全体会は1,200名を超える方々にご参加いただきました。



## 1 分科会

### 第1分科会

#### 「弁護士の大都市偏在・弁護士過疎問題をどう解消するか—市民のための地域司法をめざして—」

司法制度改革の一環として、司法試験合格者が飛躍的に増加しており、法曹界は弁護士5万人時代へと進みつつあります。ところが、弁護士の都市集中の流れを止めることができないままです。市民のニーズに加えて、被疑者国選弁護制度や裁判員制度の導入を併せて考えるとき、単に司法試験合格者を増加するだけでは、全国津々浦々で誰でもいつでも司法サービスを受けられる体制の整備ができそうにない状態と言っても過言ではありません。

この分科会では、これまで日弁連が弁護士の大都市偏在・過疎解消のために実践してきた「法律相談センター」や「ひまわり基金法律事務所」設置の努力と各種研究成果を踏まえながら、約1年をかけて実施してきた各種アンケート調査結果等を基にして、弁護士偏在、弁護士過疎の原因を探り、弁護士が全国に適正に配置される方策を模索する形で論議がなされました。

最初に司法シンポジウム運営委員会委員の曾場尾雅宏弁護士の基調報告があり、さらに、法テラス江差法律事務所所長の南部潤一郎弁護士による過疎地の弁護士の現場を詳細に紹介する特別基調報告がなされました。それらを踏まえたパネルディスカッション「全国津々浦々に弁護士を確保するために」では、井田香奈子氏(朝日新聞東京本社社会グループ記者)、禧久孝一氏(奄美市役所市民福祉課市民生活係長・テレビ電話による参加)、曾我紀厚弁護士(法テラス鳥取地方事務所副所長、元鳥取ひまわり基金法律事務所所長)、木村謙弁護士(日弁連弁護士業務総合推進センター副本部長・地方活性化PT座長)及び児玉博信弁護士(本シンポジウム運営委員会事務局次長)にパネリストとして参加いただき、神洋明弁護士がコーディネーターを務めました。

議論のなかで、弁護士数の増加にもかかわらず、新人弁護士の登録は大都市に集中しており、その一方で地方とりわけ裁判所支部所在地においては弁護士不足が認識されていること、ひまわり基金法律事務所や法テラス法律事務所の現状からしても地方のニーズがあることなどが確認されました。

また、若手弁護士の意識調査の結果が報告され、大都市で登録した新人弁護士でもそれ以外の場所で登録することが選択肢としてあったと回答した者が意外と多いことが分かったほか、新人弁護士に地方で登録してもらうためには、各種の「経済的な支援」のほかに、就職情報や実務を行う上での法律情報を含めた都市と地方で各種情報の格差の是正が不可欠であることが明らかとなりました。

一人事務所の新人弁護士採用経験の調査では、複数化によってさらに多くの市民のニーズに応える結果になっていることが示され、約8割の事務所は新人採用を成功したと考えているという結果が明らかにされました。

こうした報告と議論をふまえて、次のような弁護士の大都市偏在・過疎の解消策について議論がなされました。

1. 「情報の提供」の観点から
  - ア 司法修習生・法科大学院生に対する「就職情報」等の提供
  - イ 地方で登録する新人弁護士のための「法律情報の提供・共有」
2. 「経済的な支援」の観点から
  - 理事会で審議中の「経済的支援に関する弁護士偏在解消促進のための経済的支援策のパイロット事業の提案」
3. その他の観点から
  - ア 司法基盤の強化
  - イ 弁護士法人の本支店の利用
  - ウ 地方自治体等との連携による法的ニーズの掘り起こし
  - エ 団塊世代弁護士などに対する地方へのUターンへの奨励

### 第2分科会

#### 「弁護士に対する市民の信頼を高めるために—弁護士の専門的知識と職業倫理を保持し、公益性を確保するために何をすべきか—」

弁護士大量増員時代を迎えて弁護士の質の低下が懸念されていますが、弁護士の数が増えても、弁護士の質の維持・向上を図り、一定の質の弁護士を市民に提供し続けることは、弁護士会の責務です。

しかし、弁護士の質とは何かについては、これまで理論的にも実証的にもほとんど検討されてきませんでした。

この分科会では、弁護士の質とは何か、これをどのように検証するのか、その維持のために弁護士・弁護士会はどうすべきかについて議論がなされました。

最初に、司法シンポジウム運営委員会副部会長の森田明会員から基調報告が行われました。この基調報告では、弁護士の質を探究するキーワードとして、専門性、倫理性、公益性の3つを取り上げて、それぞれの内容について提起がなされました。

その後、公益性に論点を絞って、二部構成でパネルディスカッション「市民の信頼する弁護士とは—公益性の確保に向けて—」を行いました。

第一部は、コーディネーターに柳志郎弁護士（本シンポジウム運営委員会副部長）、パネリストとして、熊本県人吉市の「くま川ひまわり基金法律事務所」所長の吉田哲也弁護士と長崎県壱岐市の「法テラス壱岐法律事務所」所長の浦崎寛泰弁護士を招いて行われました。まず、パネリストから、ひまわり公設事務所や法テラスの地方事務所を志望された動機、仕事のやりがい、スキルアップの問題等について、インタビュー形式で語ってもらった後、釧路弁護士の佐々木涼太弁護士から、国選事件のために釧路弁護士の会員全員が飛び回っている状況について、福岡県弁護士会の中島繁樹弁護士から、福岡県における当番弁護制度の運営状況について、兵庫県弁護士会の辰巳裕規弁護士から、上限金利引き下げの法改正に取り組んだ活動について、それぞれ報告がされました。

第二部では、コーディネーターとして藤井克巳弁護士（本シンポジウム運営委員会委員）、パネリストとして、西日本新聞社副社長の玉川孝道氏、福岡県消費生活センター消費生活専門相談員の岩尾より子氏、NPO法人市民がつくる司法会議.Fukuoka 理事長の渡邊正徳氏が参加され、2007年4月から公益活動義務化を実施した大阪弁護士の2006年度副会長の檜垣誠次弁護士、これまでの司法改革運動の経験を踏まえて、司法改革の実践という観点から 法テラス多摩法律事務所所長に就任された宮本康昭弁護士、本シンポジウム運営委員会事務局長の高中正彦弁護士の三弁護士パネリストとの間でパネルディスカッションが行われ、弁護士が市民から求められているものは何なのか、市民が期待し求める弁護士とはどのようなものかについて討論がなされました。

## 2 全体会

### (1) 開会挨拶

午後の全体会では、まず、主催者を代表して平山正剛日弁連会長による開会挨拶の後、開催地の弁護士会を代表して福島康夫福岡県弁護士会会長が歓迎の挨拶をして始まりました。

福島康夫会長の挨拶では、福岡県弁護士会が制作したクレサラ相談のテレビコマーシャルが上映され、同弁護士会の幅広い取り組みの状況が紹介されました。

### (2) 各分科会報告

それぞれの分科会責任者から、午前中の分科会の報告がなされました。

### (3) 「いま、弁護士は一ひろがる弁護士の活動—」の上映

分科会報告の後、このシンポジウムのために運営委員会が制作した映像「いま、弁護士は一ひろがる弁護士の活動—」が上映されました。

これはひろがりつつある弁護士の活動を本シンポジウムの参加者に分かりやすく紹介するとともに、全体会のパネルディスカッションに向けて、議論の素材を提供することを目的として企画されたものです。

この映像では、全国73カ所に、ひまわり基金法律事務所を設立して活動していること、法テラス事務所でも頑張っていること、各地に都市型公設事務所が設けられ、過疎地対策、人材養成等にも取り組んでいることが紹介され、過疎地から大都会まで市民生活に深く根ざし、地域の高齢者・消費者の権利擁護から国際司法支援・後継者養成まで幅広い分野にチャレンジする最前線の弁護士の姿が紹介されています。その内容は、弁護士の活動内容がひろがっていることを明らかにし、新しい弁護士のあり方を示すものとなっています。

なお、この映像は法科大学院などさまざまな機会に利用されることが期待されており、希望者には実費（1枚1,050円＋送料）で配布されています。本編は約33分ですが、中高生向けの活用などのために、約12分に編集されたバージョンも収録されています。

詳しくは [こちら](#)

### (4) パネルディスカッション

休憩をはさんで、「市民のための弁護士を目指して いま、弁護士・弁護士会に求められるもの」と題してパネルディスカッションを行いました。

#### パネリスト

- ▶ 岡田ヒロミ氏（消費生活専門相談員、日本司法支援センター評価委員会委員、法制審議会委員）
- ▶ 熊坂義裕氏（岩手県宮古市長）
- ▶ 土屋美明氏（共同通信社論説委員兼編集委員、日弁連市民会議委員）
- ▶ 長井士郎氏（福岡県中小企業家同友会前代表理事）
- ▶ 林田スマ氏（福岡県大野城まどがびあ男女平等推進センター所長）
- ▶ 長岡壽一弁護士（山形県弁護士会、日弁連公設事務所・法律相談センター委員）

#### コーディネーター

永尾廣久弁護士（福岡県弁護士会、本シンポジウム運営委員会幹事）

## 1. 弁護士の地域展開

弁護士が全国各地の地域に展開する課題について、熊坂氏は、「人間が生活するということは、田舎であっても都会であっても同じ問題を抱えている」として、何事も経済優先の日本社会のあり方が少しは変わりつつあるが、地域の住民は司法にも守られてはじめて生活が成り立つ面があり、ある意味では司法の問題は社会保障と同じ問題である。今国民一人一人にとっての弁護士というものが求められている、地方の地域で市民生活に密着して本当にやりがいのある弁護士活動が待っていることを認識して欲しいと訴えました。また、国に対しては、裏付けとなる予算の充実が必要であり、裁判官の過疎問題も含めての対応が必要であると指摘しました。

長井氏は、「福岡などの都市部でも、法律相談センターはまだ知られていないのではないかと。法律事務所も裁判所の近くに集まっており、敷居が高いイメージの一新と、弁護士情報の提供、都市や都市部近郊での市民の身近で地域密着の法律事務所の設立も必要だ。」と述べました。

## 2. 各分野での弁護士の活動

岡田氏は、生活関連分野で弁護士の活動がより求められているとして、首都圏の生活保護支援ネットワーク、消費生活センターとのネットワーク、学校法律相談制度、消費者契約や福祉分野での法的問題などを挙げ、より多くの弁護士の活動を期待し、さらには、消費者の権利擁護にかかわる弁護士が裁判官に任官し、非常勤裁判官になっていくことがわが国の消費者の権利問題に大きな意義があると強調しました。また、都市の公設事務所などで、若い弁護士が消費者問題の当事者に対しカウンセリング的な取り組みを行い、成果を上げていることも評価しました。

林田氏は、家事・育児・介護・労働など、女性の家庭や職場を巡る権利状況の多くの問題を指摘し、こうした人々に心を寄せ、寄り添い支援する弁護士の活動を期待すると述べました。

これに関連して、長岡弁護士は、市民の法律相談のあり方に触れ、問題を解決するのは市民自身であり、弁護士による適切な法的援助を受けられれば市民一人一人に問題を解決していく力があるのだとする基本姿勢を述べ、悩みを抱える人々を「受容し」「共感する」という態度が大切であることを強調しました。

土屋氏は、弁護士に求められる新たな分野として、市民生活の様々な分野の外にも、国・自治体を含む行政の中で法律のプロとしての政策活動、企業内弁護士、国際司法支援などの活動、立法のスタッフなどをあげ、さらに、弁護士の専門性について、各分野についての専門家認定制度のようなものを弁護士会で作ることの意義を強調されました。

長岡弁護士は、弁護士情報の提供と市民のアクセスの課題に関して、市民が弁護士会または日弁連のホームページから自分が相談したい法律分野を取り扱っている弁護士の情報を入力し、弁護士にアクセスするための窓口を提供する「弁護士情報提供制度」が、間もなく全国的に実施されることを報告しました。

### 3. 弁護士に期待するもの

最後に、それぞれのパネラーから、弁護士のあり方に対し、期待と注文が寄せられました。

悩みを抱え弁護士に相談する人々に対し、使命感と正義感と人情をもって相談し支援して欲しい、相談者の話を「よく聞く」、「よく説明する」ことはもとより大切だが、相談者の視点に立つと、もう一歩、「相談者が十分に話せたか」、説明が「相談者によく理解でき納得できたか」を常に考えることがより本質的で大切なことであるとの指摘がされました。

また、研修制度の充実に関連して、少なくとも倫理研修については、これを経ないと弁護士として活動できないくらい厳しいものであって欲しい。映像で紹介された弁護士の活動からは、若い使命感をもった弁護士たちが、日本の各地で市民の側にあつて社会を変えていく力となってくれることが期待できるとし、高い専門性ととともに、人間に対する深い理解力をあわせもった、信頼される正義の担い手となって欲しいなどとの意見が述べられました。

## 3 総括発言

終わりに、前田豊司法シンポジウム運営委員長(福岡県弁護士会)が、大要次のような総括発言を行い、シンポジウムは幕を閉じました。

このシンポジウムでは、地域における司法を正面から論じ、たくさんの参加者が、これまで弁護士と弁護士会が取り組んできた偏在対策の成果を確認し、あまねく法の支配がひろがるための課題を共有することができました。

これまでの司法改革の諸課題に対する各地・各分野の弁護士の熱心な活動と到達点を明らかにし、引き続き市民の期待に応える全国的な弁護士の態勢の確立に向けて、市民と弁護士との協働による改革の途が、新たな段階に入ったことを実感させるものでした。

やることはたくさんあります。弁護士がしなければ、ほかにやる人はいないと言ってもよいと思います。私たちは、当番弁護士、法律相談センター、ひまわり基金法律事務所などを育ててきた経験があります。その経験を生かしつつ知恵と力を結集すれば、やれないことはないと思います。

みなさんと、力を合わせて、新しい時代を作り上げていきたいと思っています。